

堺市消防局事務分掌規則及び堺市消防事務決裁規則の一部を改正する規則

(堺市消防局事務分掌規則の一部改正)

第1条 堺市消防局事務分掌規則（平成20年規則第112号）の一部を次のように改正する。

別表総務部総務課企画総務係の分掌事務を定める部分第4号中「市長公室」を「政策局」に改め、同表予防部危険物保安課危険物係の分掌事務を定める部分第3号及び第4号を削り、同部分第5号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第3号とし、同部分中第6号を第4号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同部分第10号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第8号とし、同部分中第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を削り、第14号を第11号とし、同部分第15号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第12号とし、同部分第16号を同部分第13号とし、同部分第17号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第14号とし、同部分第18号を同部分第15号とし、同課保安係の分掌事務を定める部分第1号から第3号までを削り、同部分第4号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第1号とし、同部分第5号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第2号とし、同部分第6号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第3号とし、同部分第7号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第4号とし、同部分第8号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第5号とし、同部分第9号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第6号とし、同部分第10号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第7号とし、同部分第11号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第8号とし、同部分第12号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第9号とし、同部分第13号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第10号とし、同部分第14号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第11号とし、同部分第15号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第12号とし、同部分第16号中「消費生活センター」の次に「及びコンビナート係」を加え、同号を同部分第13号とし、同部分第17号中「こと」の次に「（コンビナート係の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同

部分第14号とし、同部分第18号中「こと」の次に「(コンビナート係の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同部分第15号とし、同部分第19号中「こと」の次に「(コンビナート係の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同部分第16号とし、同部分第20号中「こと」の次に「(コンビナート係の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同部分第17号とし、同部分第21号中「こと」の次に「(コンビナート係の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同部分第18号とし、同部分第22号を同部分第19号とし、同課の分掌事務を定める部分に次のように加える。

コンビナート係

- (1) 特定事業所(石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。)第2条第6号に規定する特定事業所をいう。以下同じ。)の危険物製造所等の設置及び変更の許可、完成検査前検査、完成検査、仮使用承認並びに危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する事。
- (2) 特定事業所に係る予防規程の認可に関する事。
- (3) 特定事業所の保安検査に関する事。
- (4) 特定事業所の定期点検に関する事。
- (5) 石災法に基づく新設等の届出、指示等に関する事。
- (6) 石災法に基づく災害予防に関する事。
- (7) 石災法に基づく災害時の応急措置に関する事。
- (8) 特定事業所の査察及び違反処理並びに災害の事故処理及び事例研究に関する事。
- (9) 特定事業所の維持管理に係る安全指導及び総括に関する事。
- (10) 第3号、第8号及び第9号に掲げるもののほか、特定事業所の高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類に係る事務に関する事。
- (11) 特定事業所に係る事務に関する事(他の所管に属するものを除く。)

(堺市消防事務決裁規則の一部改正)

第2条 堺市消防事務決裁規則(平成20年規則第137号)の一部を次のように改正する。

「第一種事業者」を「特定事業者」に改める。

第4条予防部長専決事項を定める部分第1号中「第2条第7号」を「第2条第9号」に、「承認」を「製造所等(特定事業者の設置する製造所等その他これに類するものに限る。)の仮使用の承認」に改める。

第5条危険物保安課長専決事項を定める部分第17号及び第18号中「第一種事業所」を「特定事業所」に改める。

第6条第1号中「承認」を「製造所等(特定事業者の設置する製造所等その他これに

類するものを除く。)の仮使用の承認」に改め、同条中第15号から第17号までを削り、第18条を第15号とし、第19号から第21号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。